

資料 2	障害年金の額改定請求に関する検討会(第2回)
	平成25年10月9日

平成25年10月7日

障害年金の額改定請求に関する検討会 様

社会福祉法人日本盲人会連合

障害年金の額改定請求に関する検討会に対する意見

以下の通り、病状が急激に悪化する場合の原因について、次のような事例が考えられるので提出いたします。

記

- 1 緑内障の場合、眼圧の高さゆえに、頭痛や吐き気、眼痛などを訴える場合があり、そのために眼球を摘出した場合は適用される。
- 2 糖尿病網膜症の場合は、病状の進行が早まり、現在の状況が大きく変化することがあり、急激な視力低下がある場合
- 3 網膜色素変性の場合、進行が急に早まる場合は少ないものの、検査実施時にぎりぎりの病状だった時には、その後の進行により状態が悪化することがみられた場合。
- 4 視神経萎縮の場合は、病気や遺伝素因によって発症しますが、視力の低下や視野障害（中心暗点や求心性視野狭窄）などの急激に進行してきた場合。
- 5 網膜剥離の場合は、一度だけでなくたびたび発症することがあるため、急激な症状の変化が見られる。更に、さまざまな眼疾患の合併症としても起きることが多く、短期間において状況が変化することが多い。